HSEオンデマンド講座

労働安全衛生の学び方
- 基準行政とHSE -

2024年2月

一般財団法人　日本海事協会

1. 労働安全衛生法のおいたち①

労働安全衛生法ができたのは
いつだか知っていますか？

とても短い
準備期間

昭和47年6月公布
昭和47年10月施行
意外と新しい法律なんです。

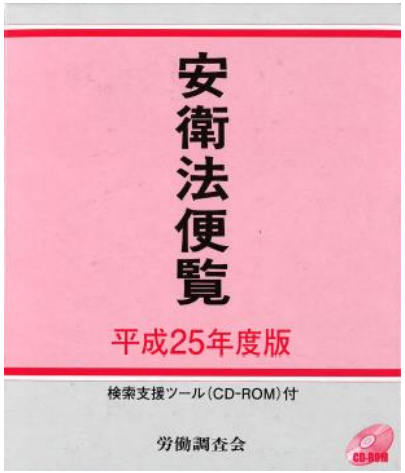

当時は昭和39年10月10の日の東京オリンピック開催に向けて、新幹線を造れ！ 高速道路を整備しろ！ 高層ビルを造れ！ と日本国中が右肩上がりの時代で、当然 災害も右肩上がりでした。
当時は 労働基準法 第5章 に安全と衛生（12章）が定められてこれだけで労働災害防止を取り仕切っていました。

命の尊さを知る人からは、専門の法整備を求める声が沸き上がり，喧々諤々の末に労働安全衛生法が成立しました。
（新しい安衛法令を合計すると3,000条強。安衛法だけで123条。）

Note

1. 労働安全衛生法のおいたち②

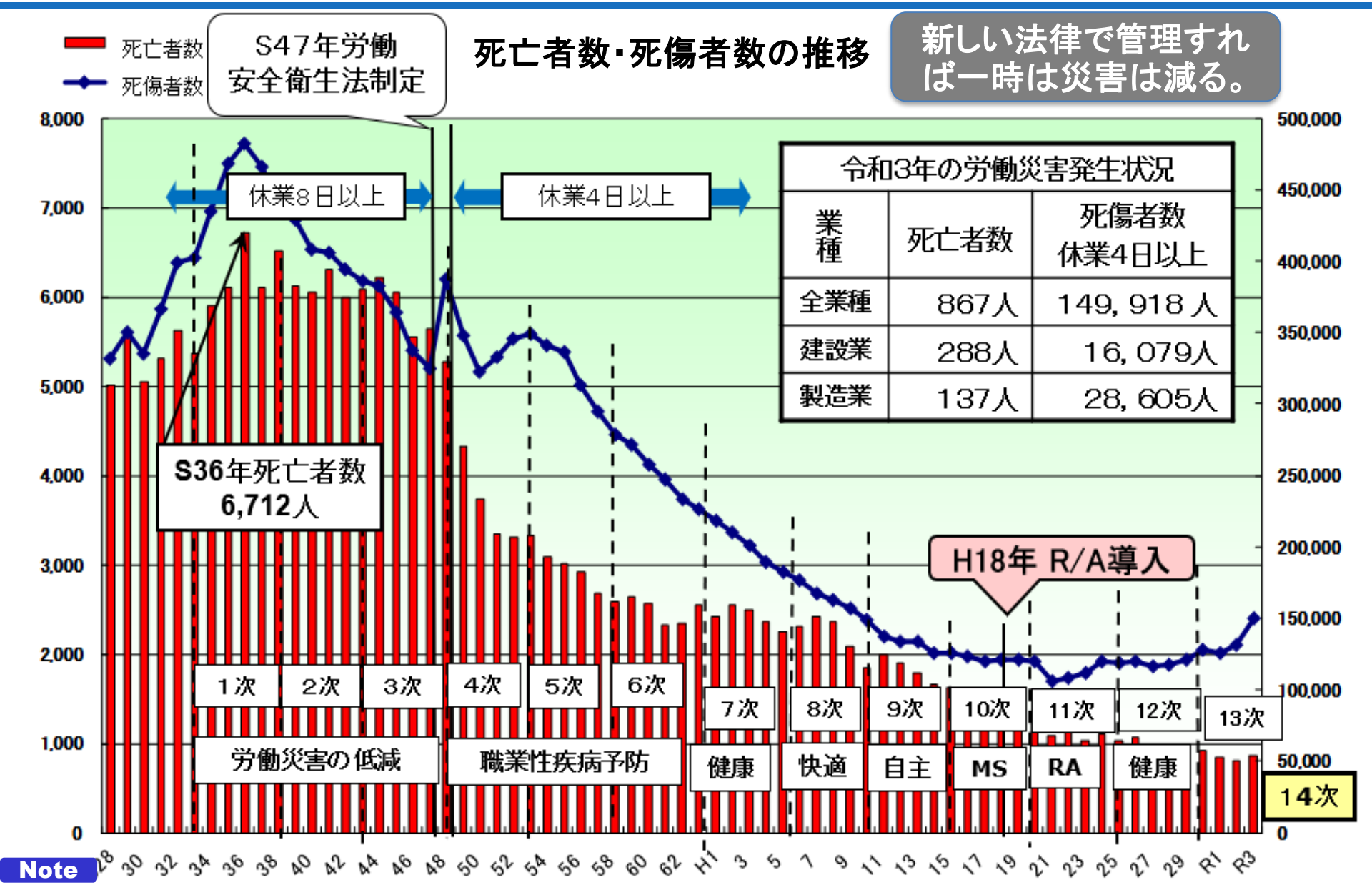

Note

2. 基準(労働安全衛生)行政を動かす資料①

基本は労働安全衛生法。これをいかに事業者に正しく理解させ災害や疾病を減じていくか、これが永遠の課題。

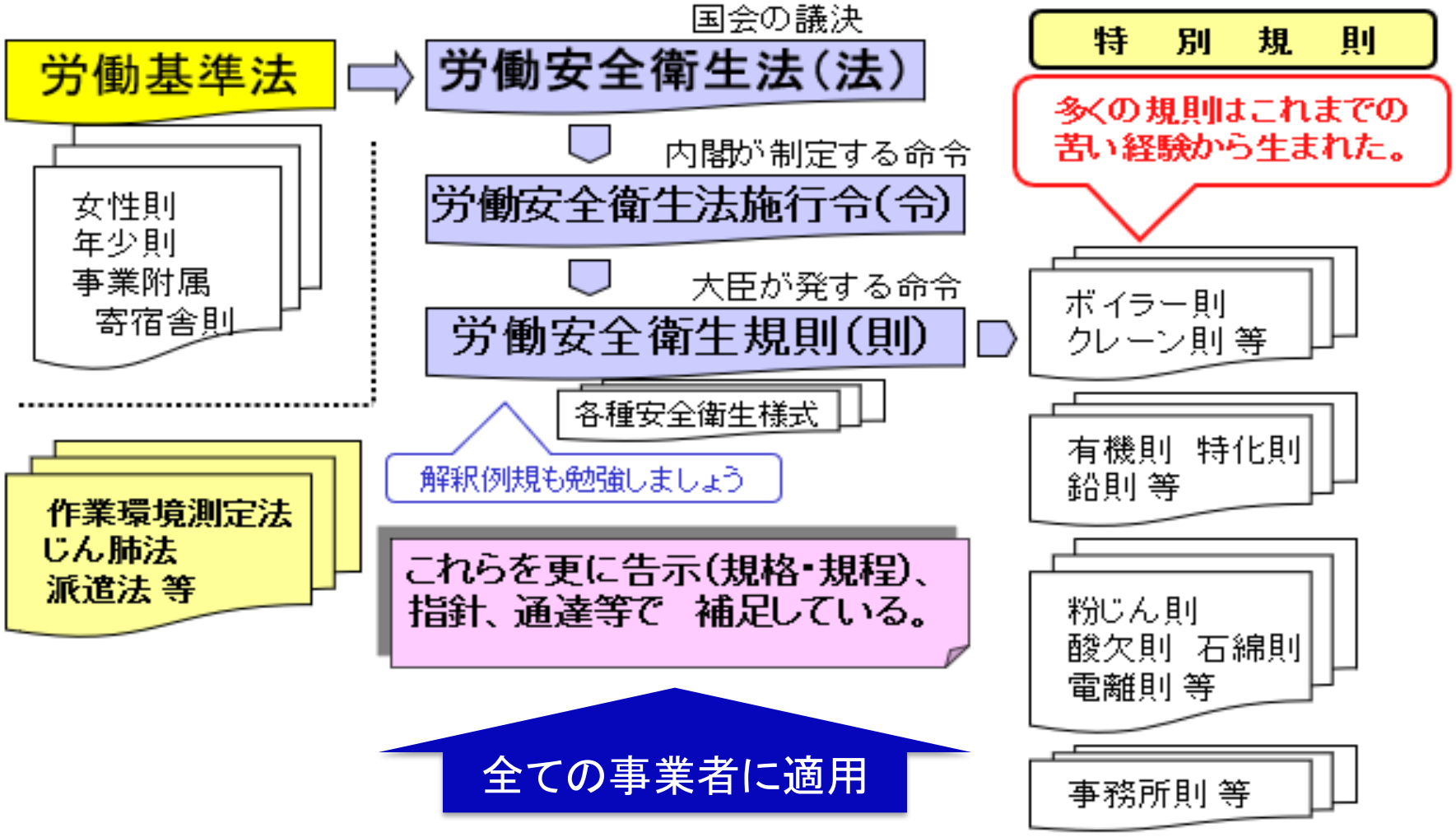

2. 基準(労働安全衛生)行政を動かす資料②

法律	労働安全衛生法	国会の両院議決を経て制定される。
政令	労働安全衛生法施行令	法律の実施に必要な規則や法律が委任する事項について、内閣が制定する命令。法の各条における規定の適用範囲、用語の定義等を定めている。
省令(規則)	労働安全衛生規則	法律若しくは政令を施行するため、大臣が発する命令。 (すべての事業場に適用される。) 厚生労働省令:厚生労働大臣が定める命令。
	特別規則 【例】◆クレーン等安全規則 ◆粉じん障害防止規則等	(特定の設備や特定の業務等を行う事業場だけに適用) 例えば:特定化学物質を扱う事業場には、特定化学物質障害予防規則が適用される。

告示	法令(法律、政令、省令について、更に詳細な事項を具体的に定めて一般に示すもの。法令を実行するための基準等であることから法令を構成する一部と考えられる。	【例】◆粉じん作業特別教育規程 ◆防じんマスクの規格
通達	上級機関(労働基準局等)が下級機関(都道府県労働局等)に対して、所掌業務について示達するため発する公文書	【例】◆労働安全衛生法施行令の一部改正する政令施行に係る留意点(基安発1119002号)
指針	法律及び諸規則に規定されている事項の適正な運用、より望ましい方策等について、公示又は告示として厚生労働大臣等が公表するもの。	【例】◆労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(告示)

3. 基準行政からの情報伝達

文書名称	文書内容
発基	大臣又は次官名で発する労働局通達
基発	労働局長名で発する通達
基収	労働局長名で疑義に答え発する通達
基安発	安全衛生部長名で発する通達
基安安発	安全課長名で発する通達
基安労発	労働衛生課長名で発する通達

基準行政（安全衛生）に関する情報はどのように伝達されてくるのでしょうか？
基準行政を統括する 厚生労働省の下に各都道府県単位で47労働局がりあり、その下に地区を所轄する331労働基準監督署があります。

労働局 ➡ 都道府県労働基準協会連合会　　労働基準監督署 ➡ 労働基準協会

皆さんが普段、目にする告示や通達、指針等はその発信元などにより、上記のように区分されています。

3. 基準行政からの情報伝達（労働災害防止計画）①

「労働災害防止計画」とは、５年ごとに厚生労働大臣が策定する計画
安衛法6条：厚生労働大臣は「労働災害防止計画」を策定しなければならない
第７条：変更、第８条：公表、第９条：勧告等

５年ごとの労働災害防止の中期計画

	期間(年度)	主要テーマ
第１次	1958-62 S33−37	労働災害の低減 死亡災害多発 労働安全衛生法の制定（1972）
第２次	1963-67 S38−42	
第３次	1968-72 S43−47	
第４次	1973-77 S48−52	職業性疾病の予防 作業環境管理 作業管理 健康管理 職業性疾病多発 労働衛生の3管理
第５次	1978-82 S53−57	
第６次	1983-87 S58-62	
第７次	1988-92 S63−H4	健康保持増進 バブル崩壊

3. 基準行政からの情報伝達（労働災害防止計画）②

	期間(年度)	主要テーマ
第８次	1993-97 H5−9	快適職場
第９次	1998-02 H10−14	自主対応
第10次	2003-07 H15-19	マネジメントシステム 過重労働、メンタルヘルス
第11次	2008-12 H20−24	リスクアセスメント、マネジメントシステム、 化学物質対策、過重労働、メンタルヘルス
第12次	2013-17 H25−29	メンタルヘルス、過重労働、化学物質対策
第13次	2018-22 H30−R4	死亡災害の撲滅、過労死、化学物質対策、腰痛・ 転倒災害対策 ※重点業種対策：製造業、建設業、林業等
第14次	2023-27 R5−9	女性・高齢者・外国人への労働災害防止対策の 推進、健康確保対策、化学物質対策 ※業種別：陸上貨物運送、製造業、建設業、林業

ＯＳＨＭＳ　H11年
Ｒ.Ａ.　H18年

ア：アスベスト
メ：メンタルヘルス
リ：リスクアセスメント
カ：過重労働

3. 基準行政からの情報伝達（労働災害防止計画）③

計画期間2023年度から2027年度までの5か年

８つの重点事項

1. 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
2. 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
3. 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
4. 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
5. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
6. 業種別の労働災害防止対策の推進
   陸上貨物運送業・建設業・製造業・林業
7. 労働者の健康確保対策の推進
   メンタルヘルス・過重労働・産業保健活動
8. 化学物質等による健康障害防止対策の推進
   化学物質・石綿・粉じん・熱中症・騒音・電離放射線による健康障害防止対策

3. 基準行政からの情報伝達（労働災害防止計画）④

労働災害防止計画は5年間にわたり基準行政が事業者に求める労働災害・疾病防止に関する計画

名称は「労働災害防止計画」となっているが、各年次の主要テーマに示される災害・疾病の防止を目指す

計画の中には各年次の死傷者数の目標を定めている

死亡者数は目標を達成することができる傾向

官民一体の努力の結果

死傷者数は（資料にもあるように）増加傾向

はっきりした理由がある

暦年	死亡者数	死傷者数
平29年	978人	120,460人
平30年	909人	127,329人
令元年	845人	125,611人
令2年	784人	125,115人
令3年	778人	130,586人
令4年	774人	132,355人
		休業4日以上

4. 基準行政が求める年度の活動計画

毎年の全国安全週間にあわせ中央労働災害防止協会が発行。

- ◇ 全国安全週間実施要綱
- ◇ 労働災害の現況
- ◇ トピックス
- ◇ 労働災害防止団体の基本
- ◇ 各分野ごとの労働災害防止対策
- ◇ 災害事例
- ◇ 安全に関する主要指針・通達等
- ◇ 資料

このニつがあれば1年OK！

毎年の全国労働衛生週間にあわせ中央労働災害防止協会が発行。

- ◇ 全国労働衛生週間実施要綱
- ◇ 労働衛生の現況
- ◇ 最近の健康管理等の動向
- ◇ 最近の労働衛生対策の展開
  - ① 労働衛生管理の基本
  - ② 健康確保対策・快適職場形成
  - ③ 職業性疾病予防対策
  - ④ 作業環境管理
  - ⑤災害後の復旧・復興労働衛生対策
- ◇ 労働衛生関係法令・指針・通達等
- ◇ その他の法令・通達等

5. HSEへの道

ClassNK

◇ 各分野ごとの労働災害防止対策

災害多発の事業

災害多発の事業

災害多発の事業

業界挙げての自助努力
労災指定団体制度

今は制度はないが

事業の種類	事業の種類	労災保険率
林業	林業	60／1000
建設事業	道路新設事業	16／1000
	建築事業	13／1000
製造業	金属製品製造業	10／1000
	機械器具製造業	**5.5／1000**
	船舶製造又は修理業	**23／1000**
運輸業	交通運輸事業	4.5／1000
その他事業	その他の各種事業	3／1000

料率が1ポイント改善すれば3億円

HSE M. S.

＋Environment

Oil Companies International Marine Forum

ご視聴ありがとうございました。